三重県立看護大学 GPA の算出等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三重県立看護大学履修規程(以下「履修規程」という。)第6条の2 の規定に基づき、グレード・ポイント(以下「GP」という。)及びグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)の算出等について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価及び GP)

第2条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目の成績評価に応じ、次のとおり GP を付与する。

成績評価	評語	S	A	В	С	D		
	評点	100	8 9	7 9	6 9	60点 未満	試験	出席
		\sim	\sim	\sim	\sim		欠席	不足
		9 0	8 0	7 0	6 0			
GP		4	3	2	1	0	0	0

- 2 前項の授業科目には、次の各号に掲げる科目は含めないものとする。
 - (1) 自由科目
 - (2) 成績評価が確定していない授業科目
 - (3) 本学の科目等履修生として履修した授業科目
 - (4) 本学再入学前に本学において履修した授業科目

(GPA の種類及び算出方法)

第3条 GPA の種類及び算出方法は次の各号のとおりとする。

(1) 学期 GPA

前期又は後期に履修した授業科目に対し付与された GP に基づき学期末に算出する GPA のことをいう。

〔学期 GPA 算出式〕

(当該学期に履修した授業科目のGP×当該授業科目の単位数)の合計

÷ 当該学期に履修した授業科目の単位数の合計

(2) 年度 GPA

当該年度に履修した授業科目に対し付与された GP に基づき年度末に算出する GPA のことをいう。

〔年度 GPA 算出式〕

(当該年度に履修した授業科目の GP×当該授業科目の単位数) の合計

÷ 当該年度に履修した授業科目の単位数の合計

(3) 累計 GPA

入学時以降に履修した授業科目の GP に基づき学年次末に算出する GPA のことをいう。

〔累計 GPA 算出式〕

(入学時以降に履修した授業科目の GP×当該授業科目の単位数) の合計

- ÷ 入学時以降に履修した授業科目の単位数の合計
- 2 前項各号により算出した GPA については、小数点第二位まで表記するものとし、小数 点第三位以下の端数がある場合は、小数点第三位を四捨五入する。

(GPA の通知)

第4条 GPA の学生への通知は、成績通知書に学期ごとの GPA 及び累計 GPA を表記することにより行う。

(GPA の活用)

第5条 算出した GPA については、本学の教育活動の改善、学生表彰における候補者の 選定、学生の修学指導等に活用する。

(その他)

第6条 GPA は、原則として成績証明書、単位修得証明書等の証明書には記載しない。ただし、在学生又は卒業生より GPA の証明を求められた際には、この要項に記載する方法により算出した GPA を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月1日より施行する。

(GPの付与に関する経過措置)

2 平成 26 年度までに入学した者の成績評価及び GP の付与については、第2条の規定 に関わらず、次のとおりとする。

成績評価	評語	A		В	C	D		
		1 0 0	8 9	7 9	6 9		試験	出席
	評点	\sim	\sim	\sim	\sim	60 点未満	欠席	不足
		9 0	8 0	7 0	6 0			
GP		4	3	2	1	0	0	0